

議長／おはようございます。

ただいまより令和2年11月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第86号議案から第92号議案までの7議案及び報告2件を一括上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1．会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問いたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。

古川議会運営委員長

古川議会運営委員長／令和2年11月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果について御報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1．付議事件について、第2．会期及び会期日程について、第3．付議事件の委員会付託の要否について、以上3項目でございます。

本臨時会において審議すべき議案等は、ただいま議長から上程になりました承認議案1件、条例議案2件、予算議案4件、報告事項2件でございます。

以上の件について協議いたしました結果、議案の審議につきましては、所管の常任委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致を見ました。

協議の結果、会期は本日25日、1日間が適当である旨、決定をいたしました。

また、本定例会における新型コロナウイルス感染症対策としては、9月の定例会同様取り扱うことといたしましたので報告いたします。

答申は以上でございます。

議長／お諮りいたします。

会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日25日の1日間と決定いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日25日の1日間と決定をいたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第 88 条の規定により、1 番坂口議員、14 番宮本議員、18 番牟田議員の以上 3 名を指名いたします。

日程第 3. 市長の提案事項に関する説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況につきましては、佐賀県内を含む全国各地で新規陽性者数が増加しています。

今後の状況を注視し、状況に応じた各種対策を講じてまいりますので、議員の皆様をはじめ、市民の皆様お一人お一人につきましても、それぞれの日常生活において、引き続き感染防止対策に努めていただきますようお願い申し上げます。

さて、令和 2 年 11 月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、承認議案について御説明いたします。

「専決処分の承認について」でございますが、新生活様式導入支援事業補助金に要する経費として緊急に決定を要した「令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 14 回）」について、専決処分を行いましたので、承認をお願いするものでございます。

次に、条例議案について御説明いたします。

「武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」並びに「武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、国家公務員及び佐賀県職員の給与改定に鑑み、市議会議員、常勤の特別職及び一般職の職員の期末手当の支給率を改正するものでございます。

この条例改正に伴い、「令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 15 回）」その他 2 件の特別会計と 1 件の公営企業会計の補正予算を提出しております。

このほか、2 件の専決処分について御報告をいたしております。

詳細につきましては、御審議の際に補足させていただきたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／これより審議を開始いたします。

日程第 4. 第 86 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／おはようございます。

第 86 号議案 専決処分の承認について補足説明申し上げます。

「令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 14 回）」を専決処分いたしましたので、その内容について御説明申し上げます。

この補正予算は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した新生活様式導入支援事業で、当初の想定より申請件数が大幅に上回ったため、新型コロナウイルス感染症による影響が大きい商工業者等の支援に迅速に対応すべく 11 月 2 日に専決処分をいたしましたものであります。

補正予算書 1 ページを御覧ください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ 3000 万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 327 億 473 万 7000 円とするものでございます。

予算説明書の（4）ページを御覧ください。

7 款 商工費で、新生活様式導入支援事業補助金 3000 万円を計上しております。

予算説明書の（3）ページを御覧ください。

歳入につきましては、国庫支出金を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 86 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

議長／質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 86 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 86 号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 5. 第 87 号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例及び日程第 6. 第 88 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／第 87 号議案及び第 88 号議案について、一括して御説明を申し上げます。

これらの条例改正につきましては、国及び佐賀県人事委員会の勧告に準じ、提案をさせていただいております。

第 87 号議案は、議案書 3 ページから 4 ページでございます。

武雄市の一般職と任期付職員の期末手当の支給率を 0.05 月分減額するものがございます。

第 1 条と第 3 条では、今年度分について 12 月の支給分で 0.05 月分を減額するように改めております。

第 2 条と 4 条では、令和 3 年 4 月以降の期末手当について年 0.05 月分の減額を 6 月と 12 月にそれぞれ 0.025 月に分けて減額の改正するものでございます。

第 88 号議案について、議案書 5 ページから 6 ページでございますが、武雄市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率を 0.05 月分減額する改正をお願いしております。

第 1 条と第 3 条では、今年度分について 12 月の支給分で 0.05 月分を減額するように改めているものでございます。

第 2 条と 4 条では、令和 3 年 4 月以降の期末手当について年 0.05 月分の減額を 6 月と 12 月にそれぞれ 0.025 月に分けて減額するように改正するものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 87 号議案及び第 88 号議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑通告がっておりますので、まず、これを許可いたします。

12 番池田議員

池田議員／87 号議案と 88 号議案の期末手当の 0.05 分の削減ということですが、職員さんも非常に頑張っておりますね、土日も出られて頑張っている中に、下げるのもどうかなという気持ちも、私は持っていますけれども、これは社会全体を見たときに、致し方ないかなというところですが、国家公務員及び佐賀県の職員の人事院勧告に鑑みてこの条例が出されたわけですが、まず、民間との比較実態について、どの程度把握されているのか。

そして、88 号議案についてはですね、武雄市特別職報酬等審議会条例で、これでどのような審議会に諮問をされ、答申を受けられたのか、その辺についてお尋ねいたします。

議長／山崎総務部長

山崎総務部長／まず、今回の給与改定についての民間との比較の実態ということでございますけれども、市独自での民間の給与の実態調査は、現実的には難しいということで、武雄市におきましては、職員の給与につきましては、県の人事委員会が調査をなされた結果に基づく勧告に準拠してるところでございます。

また、報酬審査会に諮問をとということでありましたけれども、武雄市特別職報酬等審議会条例に基づきまして、武雄市の議員の報酬、市長、副市長、教育長の給与につきましては、審議会に意見を聞くとなっております。

報酬、給与については期末手当を含んでおりませんので、今回の改定についての諮問は行っておりません。

議長／12 番池田議員

池田議員／審議会条例の中には、武雄市特別職の職員の報酬等の額について、等という部分が含まれていますけれども、この点については、含まれないという解釈になるのですかね。

議長／山崎総務部長

山崎総務部長／先ほど申しましたとおり、審議会に意見を聞くということになっている分につきましては、報酬、給料について期末手当は含んでいないという判断をしておりますので、

諮問はいたしておりません。

議長／ほかにございませんか。

14 番宮本議員

言っておきますけれども、なるだけ質疑通告書は提出をしていただきたいと思います。  
どうぞ。

宮本議員／この条例で、私は何か、上げたやつを下げたり上げたりして、何かよく分からなかったんですけれども、今年の方と来年の分みたいな話ですけれども、今年の方は 130 を 125 に下げますよと。

そして、来年になったら 125 を 127 に上げますよと、来年の分まで計算されて国のほうが指示しているのかどうかお聞きします。

議長／山崎総務部長

山崎総務部長／今回の改定につきましては、年 0.05 月分を減額するという事で勧告が出ております。

令和 2 年度分におきましては、6 月はもう既に支給が済んでおります。

12 月でこの分の 0.05 月分を減額するという形になっております。

また、令和 3 年度からにおきましては、年 0.05 月分を 6 月と 12 月、それぞれ分けて減額するという事になっておりますので、こういう条例の改定ということになっております。

議長／ほかにございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 87 号議案及び第 88 号議案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

次に、討論・採決を行います。討論・採決については議案ごとに行います。

まず、第 87 号議案に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 87 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 87 号議案は原案のとおり可決しました。

次に、第 88 号議案に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 88 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 88 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 7. 第 89 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算 (第 15 回) から、日程第 10. 第 92 号議案 令和 2 年度武雄市下水道事業会計補正予算 (第 3 回) についてまでの以上 4 議案を一括議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／第 89 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算 (第 15 回) から第 92 号議案 令和 2 年度武雄市下水道事業会計補正予算 (第 3 回) について、一括して御説明いたし

ます。

一般会計と2つの特別会計、1つの企業会計の計4本の補正予算につきましては、いずれもさきに御審議いただきました給与改定に伴う人件費の補正をお願いしているところでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第89号議案から第92号議案までの以上4議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑通告がっておりますので、まず、これを許可いたします。

12番池田議員

池田議員／先ほどの条例改正の部分で、給与等の減額で、予備費のほうにその減額の分が入っていると、入ることになるんですけども、これは予備費に入った後、これはどのような活用を考えられているのか。

それとですね、予備費に入れた場合、どういう手順を踏んで予備費を活用というか、流用という言葉が正しいのかどっちか分かりませんが、その場合にどのような手続をとって、この予備費から出すことができるのか、その辺をお尋ねいたします。

議長／山崎総務部長

山崎総務部長／御質問の予備費についてでございますが、今回の補正の収支財源調整を行っているということになっております。

通常、補正予算をお願いする場合の財源調整につきましては、1000万単位につきましては基金等で調整をしているところでございますけれども、その分の端数といいますか、1000万円を超えない部分につきましては、プラスになったり、マイナスになったりというところは予備費で調整をさせていただいているところでございます。

具体的に予備費の活用ということになりますと、予算編成時に予期しなかった予算外の支出、例えば災害等、あと今回のコロナ対応とか、その辺の緊急的に支出が必要になった場合に、予備費の活用をさせていただいているというような状況になっております。

具体的な活用につきましては、必要のあったところから、必要内容について、財政及び副市長、また、必要のある場合には市長までお伺いをしながら、活用が必要な場合には予備費で対応させていただくというような格好を取っております。

議長／12番池田議員



池田議員／今回の補正予算ですね、89 から 92 まで、全部会計別の一般会計と国民健康保険と競輪と下水道事業ということで、トータルすれば 1000 万ちょっと超えるんじゃないかなと思うんですよね。

これが 1 つの会計だったら基金とか何とかになるんでしょうが、別会計の場合、1000 万を超えないから基金とかの繰入れはないということですけども、その場合は別々の会計でどのように、今言われたとおりの処置でいかれるのか、お願いいたします。

議長／山崎総務部長

山崎総務部長／予算につきましては、会計ごとの予算の作成ということになりますので、一般会計、それから、今回につきましては国保会計とか下水関係、競輪事業会計と、それぞれ会計が分かれておりますので、それぞれ予備費等で対応すると。

その中で、国民健康保険特別会計におきましては、予備費がそこまでなかったというところで、一般会計からの繰出金で調整をさせていただいているというところになっております。

議長／ほかにございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 89 号議案から第 92 号議案までの以上 4 議案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

次に、討論・採決を行います。討論・採決については議案ごとに行います。

まず、第 89 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 89 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 89 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 90 号議案に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 90 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 90 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 91 号議案に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 91 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 91 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 92 号議案に対する討論を求めます。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 92 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 92 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 11. 報告第 18 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

松尾福祉部長

松尾福祉部長／おはようございます。

報告第 18 号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書の 7 ページをお願いいたします。

これは、福祉部健康課職員が起こしました物損事故による損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定に基づき、今年 10 月 7 日付で専決処分を行いましたので、御報告申し上げるものでございます。

事故の概要でありますけれども、今年 7 月 28 日、午後 3 時頃、特定健診の受診勧奨のため、公用車で家庭訪問をし、帰庁の際に、一旦バックし、切り返そうと前進したときに、車のナンバープレート付近が相手方敷地内の水道のメーター止水管に接触し、破損させたものでございます。

損害賠償の額は 5 万 5000 円でございます。

職員が注意を怠り事故を起こしましたことに対しまして、深くおわび申し上げます。

なお、当該職員に対しましては厳重に注意し、再発防止のため、事故発生から 3 日間の公用車の運転を禁止しております。

今後、ミーティング等を通じて、引き続き注意喚起に努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

議長／報告第 18 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

報告第 18 号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 12. 報告第 19 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

山口営業部理事

山口営業部理事／おはようございます。

報告第 19 号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書の 8 ページをお願いいたします。

これは、営業部競輪事業所職員が起こしました物損事故による損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定に基づき、今年 11 月 4 日付で専決処分をいたしましたので、御報告申し上げます。

事故の概要でございますが、今年 9 月 26 日、午後 3 時頃、武雄競輪場周辺の草刈り作業をした際に、草刈り機から飛散した小石または小枝が、通りかかった車両のフロントガラスに当たり損傷させたものでございます。

損害賠償の金額は 13 万 449 円でございます。

作業時に飛散防止対策を怠り事故を起こしましたことに対しまして、深くおわび申し上げます。

なお、当該職員には厳重注意をし、作業時には飛散防止ネット等を使用するなど安全対策を徹底するよう指導をしております。

以上、御報告申し上げます。

議長／報告第 19 号に対する質疑を開始いたします。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

報告第 19 号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で本臨時会の日程を全て終了いたしました。

これもちまして、令和2年11月武雄市議会臨時会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。